

要 旨	山梨県職員の定年等に関する条例等の一部改正に鑑み、「地方独立行政法人山梨県立病院機構組織規程」ほか4規程の一部改正を行う。
内 容	<p>地方独立行政法人山梨県立病院機構職員組織規程ほか4規程の一部改正（規程第●号）</p> <p>1 改正の背景等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和3年6月、地方公務員法等の一部が改正され、職員の定年の段階的な引上げが図られた（令和5年4月1日施行）。 ○ 県では、この改正を踏まえ職員の定年の段階的な引上げを図るに当たり、60歳に達した職員の任用のあり方並びに給与及び退職手当に関する措置について令和4年9月に条例改正を行い、令和5年度から職員の定年の段階的な引上げを行うこととした。 ○ 当機構においても、県に準じて所要の改正を行う必要がある。 <p>2 改正の内容</p> <p>概要は別紙のとおり</p> <p>当機構における規程の改正については以下のとおり（5規程）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 組織規程 <ul style="list-style-type: none"> ・役職定年制の対象となる管理監督職に準ずる職を定める規定の追加 ○ 就業規則 <ul style="list-style-type: none"> ・勤務延長と管理監督職勤務上限年齢（以下：役職定年）における異動期間※の延長について、ともに上限3年となるような規定を設定 ※役職定年において、上限年齢到達後に降任されるまでの期間（通常は翌4/1までの間に降任） ・定年前再任用制度の創設に伴う規定の追加 ○ 職員給与規程 <ul style="list-style-type: none"> ・「定年前再任用短時間勤務職員」の給与に関する規定の整備 ・60歳到達以後、最初の4/1以降も勤務を継続する職員の給料月額の七割措置に関する規定の整備 ○ 職員退職手当規程 <ul style="list-style-type: none"> ・60歳到達日の年度末以降の退職において、定年退職と同様の取扱いをする旨の経過措置に関する規定の整備 ・給料月額の七割措置対象職員に対する退職手当支給に関する規定の整備 → いずれも医師・歯科医師は対象外 ○ 勤務時間、休日及び休暇等に関する規程 <ul style="list-style-type: none"> ・字句の修正「再任用短時間勤務職員」→「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」

その他、所要の改正を行う。

【参考：県の条例又は規則に準拠（機構の規程改正対象外）する主な規定】

- 山梨県職員の定年等に関する条例
 - ・定年年齢
 - ・役職定年年齢
 - ・情報の提供及び勤務の意思の確認
- 山梨県職員給与条例附則第十一項等の規定による給料に関する規則
 - ・役職定年に関する給与の支給に関する事項
- 山梨県職員の定年等に関する規則
 - ・勤務延長（異動期間の延長含む）、役職定年、定年前再任用短時間勤務の施行に関する承認、職員の同意、発令通知に関する事項

【参考】影響額（退職給付債務）

- ・総計4億8,400万円程度の減少（10年間で償却）
- ・一人当たりの支給額の最大値は変わらず、積立年数が延びることにより単年度当たりの支出が減少するため

施行期日	令和5年4月1日から施行する。ただし、一部の規定については令和4年12月14日から適用する。
------	--

3. 給与に関する措置

当分の間、職員の給料月額は、職員が 60 歳に達した日後の最初の 4 月 1 日以後、
7割水準とする。(各種手当への影響は以下表を参照)

措置の内容	手当の種類
(7割措置前と) 同額	扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、宿日直手当
給与月額等に連動	地域手当、超過勤務手当、休日勤務手当、夜勤手当、期末・勤勉手当
100分の70を乗じて得た額	給料の調整額、初任給調整手当、(管理職員特別勤務手当)

■医師等は本措置の対象外

4. 定年前再任用短時間勤務制の導入

60 歳に達した日以後最初に到達する 3/31 以降に、延長後の定年前に退職した職員について、本人の希望を勘案し、短時間勤務の職に採用（任期は定年退職日相当日まで）する制度の導入。

■医師等も対象

※週 3 1 時間を上限にいくつかの勤務パターンで勤務可

※選考のため希望者全員が勤務できるわけではない

5. 情報提供・意思確認制度の新設

当分の間、職員が 60 歳に達する年度の前年度に 60 歳以後の任用、給与、退職手当に関する情報を提供するものとし、職員の 60 歳に達した日の翌日以後の勤務の意思を確認するよう努める。

この他、

○退職手当の算定に伴う各種特例

・60 歳以降で「その者の非違によることなく退職した」場合も、当分の間は「定年退職」として取り扱われる

→ 医師等の場合は、給与の 7割措置の対象外であり、退職手当の支給に経過措置を設けない（定年年齢前の退職は自己都合）

・計算の基礎となる給料月額は、「最高給料月額」「60 歳到達後年度末時点給料月額」「61 歳以降の実際の退職日における給料月額」を適用（計算のイメージについては、下記方式の資料参照）

・ツインピーク方式の導入（別紙参照）

60 歳到達前までに給料月額のピークがある場合、国準拠の方式では、60 歳退職時に比べて退職手当の減額となる場合があり、人事配置上の支障を回避するため県に準拠した措置をとる。

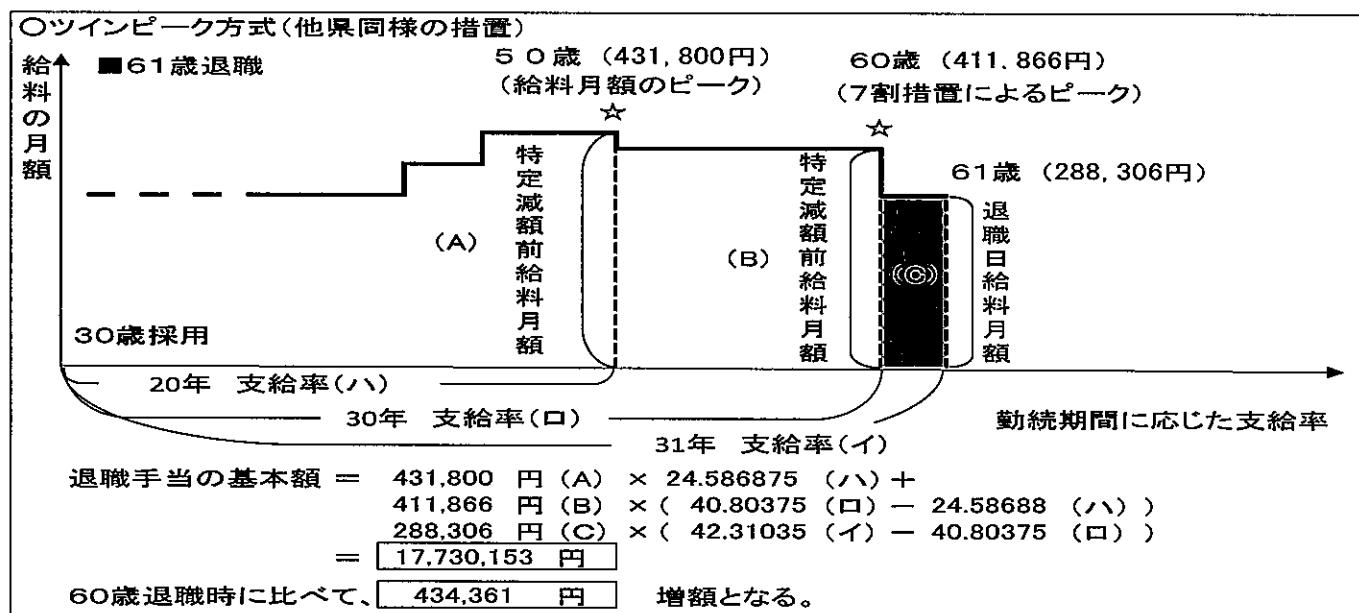
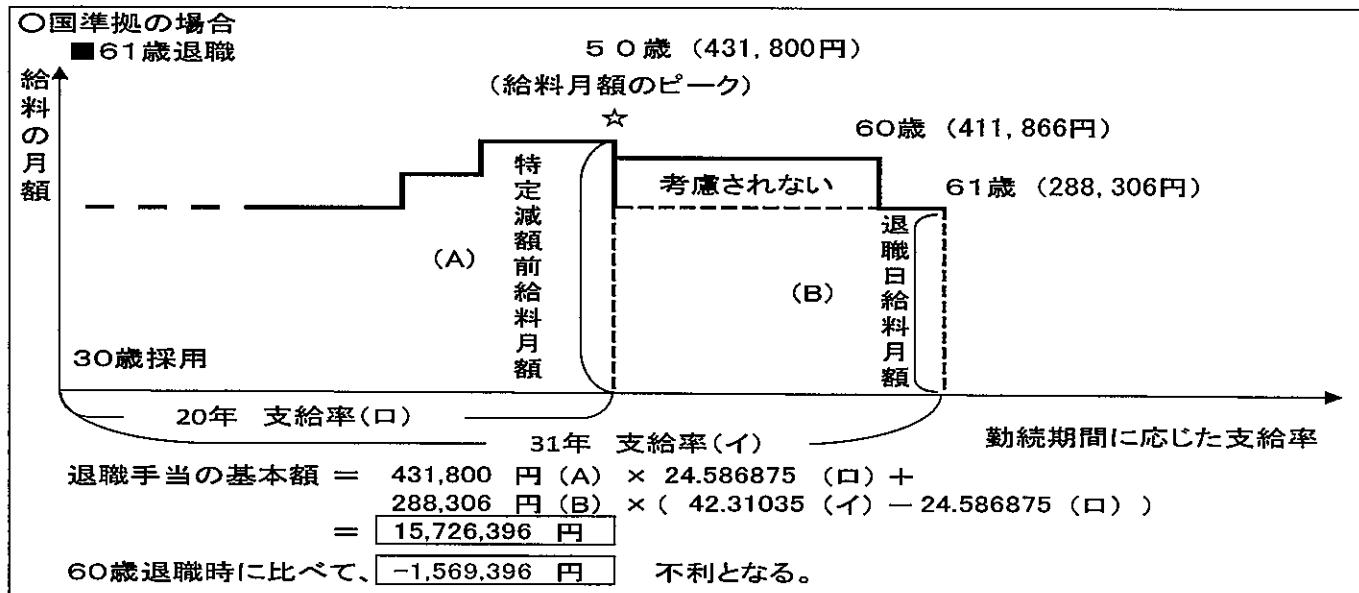
※定年前再任用短時間勤務の対象となった場合は、短時間勤務に切り替わるタイミング（常勤職員としての退職時）で支給。それ以外は実際の退職日に支給。

○暫定再任用制度の導入（■医師等は対象外）

定年が 61 歳以降に延長された場合に、その時の定年年齢と 65 歳までの間に引き続き就労を希望される場合、現在の再任用制度と同様の待遇で処遇。

定年引上げに伴う60歳に達した職員の給与等

- ・国家公務員と同様に、当分の間、60歳を超える職員の給料月額は、60歳前の7割水準に設定
- ・国家公務員と同様に、60歳に達した日後に、定年前の退職を選択した職員が不利にならないよう、当分の間、「定年」を理由とする退職と同様に退職手当を算定
- ・ただし、60歳前に給料月額のピークがある職員については、60歳退職時に比べて、退職手当が減額となる場合があり、人事配置上の支障を回避するため、国準拠ではなく他県同様の措置。



(機構における可能性)

- ・定年退職者については、60歳到達時 = 給料月額のピークとなるため、ほとんど対応不要
- ・給料の調整額をもらっていた職員が給料の調整額の支給が無い所属に配置換となり退職する場合に対象となる可能性がある（例：看護師長、自己都合退職）

組織規程 新旧対照表（令和4年12月14日適用）

新	旧
(主幹等) 第10条 本部事務局に、必要に応じ、主幹、副主幹、主査、副主査、主任又は主事(次項において「主幹等」という。)を置くことができる。 2 主幹等は、上司の命を受け、特定事務又は担当事務を処理する。 3 略	(主幹等) 第10条 本部事務局に、必要に応じ、主幹、副主幹、主査、副主査、主任又は主事を置くことができる。 2 主幹等は、 <u>特定事務又は担当事務を処理する。</u> 3 略
(統括部長等) 第17条 中央病院の事務局に事務局次長を、医療安全・感染対策室に医療安全管理室統括部長及び感染対策室統括部長を、労働安全対策局に労働安全対策室統括部長を、医療局に教育研修センター統括部長、肺がん・呼吸器病センター統括部長、循環器病センター統括部長、肝胆脾・消化器病センター統括部長、内科系第一診療統括部長、内科系第二診療統括部長、内科系第三診療統括部長、外科系第一診療統括部長、外科系第二診療統括部長、内科系第三診療統括部長、外科系第四診療統括部長、中央診療統括部長、手術診療統括部長、放射線部統括部長、検査部統括部長、周産期センター統括部長、患者支援センター統括部長及び臨床試験管理センター統括部長を、救急医療局に救急業務統括部長、高度救命救急センター統括部長を、及び災害対策センター統括部長を、がんセンター局に通院型がんセンター統括部長及び緩和ケアセンター統括部長を、薬剤部に薬剤部長を、看護局に看護部長を、北病院の医療安全管理室に医療安全管理室長を、社会生活支援部に社会生活支援部長を、医療部安全管理室長を、社会生活支援部に社会生活支援部長を、医療部	(統括部長等) 第17条 中央病院の事務局に事務局次長を、医療安全・感染対策室に医療安全管理室統括部長及び感染対策室統括部長を、労働安全対策局に労働安全対策室統括部長を、医療局に教育研修センター統括部長、肺がん・呼吸器病センター統括部長、循環器病センター統括部長、肝胆脾・消化器病センター統括部長、内科系第一診療統括部長、内科系第二診療統括部長、内科系第三診療統括部長、外科系第一診療統括部長、中央診療統括部長、手術診療統括部長、外 科系第二診療統括部長、外科系第三診療統括部長、中央診療統括部長、外科系第四診療統括部長、周産期センター統括部長、患 者支援センター統括部長及び臨床試験管理センター統括部長を、 救急医療局に救急業務統括部長、高度救命救急センター統括部長を、 及び災害対策センター長を、がんセンター局に通院型がん センター統括部長及び緩和ケアセンター統括部長を、薬剤部に薬 剤部長を、看護局に看護部長を、北病院の医療安全管理室に医療 部安全管理室長を、社会生活支援部に社会生活支援部長を、医療 部安全管理室長を、社会生活支援部に社会生活支援部長を、医療 部

	<p>に医療部長を、看護部に看護部長を置く。</p> <p>2 事務局次長、医療安全管理室統括部長、感染対策室統括部長、労働安全対策局統括部長、教育研修センター統括部長、肺がん・呼吸器病セントナ一統括部長、循環器病セントナ一統括部長、肝胆脾・消化器病セントナ一統括部長、内科系第一診療統括部長、内科系第二診療統括部長、外科系第三診療統括部長、外科系第一診療統括部長、内科系第二診療統括部長、外科系第三診療統括部長、中央診療統括部長、手術診療統括部長、放射線部統括部長、検査部統括部長、周産期センター統括部長、患者支援センター統括部長、高度救命救急センター統括部長、災害対策センター長、通院型がんセンター統括部長、緩和ケアセンター統括部長、薬剤部長、看護部主任、医療安全管理室長、社会生活支援部長及び医療部長は、上司の命を受け、その所管事務を掌握し、所属職員を指揮監督する。</p>	<p>(参考並びに主幹等)</p> <p>第21条 中央病院及び北病院に、必要に応じ、参事並びに主任幹、副主任幹、主査、副主査、副主任及び主事(第3項において「主幹等」という。)を置くことができる。</p> <p>2 参事は、上司の命を受け、重要事項についての企画に参画し、又は特定事項を整理する。</p> <p>3 主幹等は、<u>上司の命を受け、特定事務又は担当事務を処理する。</u></p>	<p>(部長等)</p> <p>第22条 院長は必要に応じ医療局、救急医療局及びがんセンター局に置く各部の診療科に、主任医長又は医長のうちから選任した</p>
	<p>2 事務局次長、医療安全管理室統括部長、教育研修センター統括部長、肺がん・呼吸器病セントナ一統括部長、循環器病セントナ一統括部長、肝胆脾・消化器病セントナ一統括部長、内科系第一診療統括部長、内科系第二診療統括部長、外科系第三診療統括部長、外科系第一診療統括部長、内科系第二診療統括部長、外科系第三診療統括部長、中央診療統括部長、手術診療統括部長、放射線部統括部長、検査部統括部長、周産期センター統括部長、患者支援センター統括部長、高度救命救急センター統括部長、災害対策センター長、通院型がんセンター統括部長、緩和ケアセンター統括部長、薬剤部長、看護部主任、医療安全管理室長、社会生活支援部長及び医療部長は、上司の命を受け、その所管事務を掌握し、所属職員を指揮監督する。</p>	<p>(部長等)</p> <p>第21条 中央病院及び北病院に、必要に応じ、参事並びに主任幹、副主任幹、主査、副主査、副主任及び主事(第3項において「主幹等」という。)を置くことができる。</p> <p>2 参事は、上司の命を受け、重要事項についての企画に参画し、又は特定事項を整理する。</p> <p>3 主幹等は、<u>特定事務又は担当事務を処理する。</u></p>	<p>(部長等)</p> <p>第22条 院長は必要に応じ医療局、救急医療局及びがんセンター局に置く各部の診療科に、主任医長又は医長のうちから選任した</p>

部長又は副部長を置くことができる。

2・3 略

(リーダー等)

第23条 病院長は、必要に応じ、主幹、副主幹、主査、副主査又は技師長(若しくは技士長)のうちから選任したりーダーを、主任、主事、主任医事職員、医事職員、主任技師(若しくは主任技士)又は専門員のうちから選任したチーフを置くことができる。

2 略

部長又は副部長を置くことができる。

2・3 略

(リーダー等)

第23条 病院長は、必要に応じ、主幹、副主幹、主査、副主査又は技師長(若しくは技士長)のうちから選任したりーダーを、主任、主事、主任医事職員、医事職員、主任技師(若しくは主任技士)又は専門員のうちから選任したチーフを置くことができる。

2 略

組織規程 新旧対照表（令和5年4月1日施行）

新	旧
<p>(管理監督職に準ずる職)</p> <p><u>第24条 山梨県職員の定年等に関する条例</u>（昭和59年山梨県条例7号）<u>第6条第3項第三号</u>の特定地方独立行政法人の規程で定める職は、次に掲げる職（同条第一号に掲げる職を除く。）とする。</p> <p>一 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が六級であるものの職</p> <p>二 医療職給料表〔二〕の適用を受ける職員でその職務の級が六級以上であるものの職</p> <p>三 医療職給料表〔三〕の適用を受ける職員でその職務の級が六級以上であるものの職</p> <p>四 研究職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が四級であるものの職</p> <p>(雑則)</p> <p>第25条 略</p>	<p>(新設)</p> <p>第24条 略</p> <p>附則（令和4年規程第●号）</p> <p>この規程は、令和5年4月1日から施行する。</p>



就業規則 新旧対照表（令和5年4月1日施行）

新	旧
<p>(定年退職)</p> <p>第8条 職員の定年等に關し必要な事項は、地公法第28条の2及び第28条の3並びに次条の定めによるほか、山梨県職員の定年等に関する条例（昭和59年3月27日山梨県条例第7号）<u>「定年等条例」という。）の定めるところによる。</u></p>	<p>(定年退職)</p> <p>第8条 職員の定年等に關し必要な事項は、地公法第28条の2及び第28条の3並びに次条の定めによるほか、山梨県職員の定年等に関する条例（昭和59年3月27日山梨県条例第7号）<u>の定めるところによる。</u></p>
<p>(定年による退職の特例)</p> <p>第8条の2 理事長は、定年に達した職員が<u>定年等条例</u><u>第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、次に掲げる事由があると認めるとときは、同条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して一年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日ににおいて従事している職務に從事せたため、引き続き勤務させることができることとする。ただし、定年等条例第9条の規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であつて、定年退職日において同一の職務（同条例第6条に規定する職をいう。以下この条において同じ。）を占めていたる職員については、同条例第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合は、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して三年を超えることができない。</u></p>	<p>(定年による退職の特例)</p> <p>第8条の2 理事長は、定年に達した職員が<u>山梨県職員の定年等に関する条例</u><u>第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、次に各号のいずれかに該当すると認めるとときは、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して一年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該職務に従事させるため引き続き勤務させて務めることとする。</u></p>

一 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず業務の運営に著しい支障が生ずること。	一 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、その職員の退職により業務の運営に著しい支障が生ずること。
二 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の退職による欠員を容易に補充することができるない。	二 当該職務を担当する者の交替がその業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、その職員の退職により業務の運営に著しい支障が生ずること。
三 当該職務を担当する者の交替がその業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、その職員の退職による欠員を容易に補充すること。	三 当該職務を担当する者の交替がその業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、その職員の退職により業務の運営に著しい支障が生ずること。
2 理事長は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるとときは、これらの期限の翌日から起算して一年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、その職員に係る定年退職日（同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）の翌日から起算して三年を超えることができない。	2 理事長は、前項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるとときは、前項の事由が到来する場合において、一年を超えない範囲内で期限を延長することができる。この場合において、その期限は、その職員に係る定年退職日
3 理事長は、第1項の規定により職員を引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。	3 理事長は、第1項の規定により職員を引き続いて勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。
4 理事長は、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由がなくなつたと認めるとときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて当該期限を繰り上げるものとする。	4 理事長は、 第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由がなくなつたと認めるとときは、当該職員の同意を得て、期日を定めてその期限を繰り上げて退職させることができる。
5 略	5 略

<p>(再任用)</p> <p>第 10 条 職員の暫定再任用に関する必要な事項は、山梨県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和 4 年山梨県条例第 47 号）及び定年退職者等の暫定再任用に関する規則（令和 4 年山梨県人事委員会規則第 21 号）の定めるところによる。</p> <p>2 職員の定年前再任用に関する必要な事項は、地公法第 22 条の 4 及び第 22 条の 5 の定めによるほか、理事長が別に定める。</p>	<p>(再任用)</p> <p>第 10 条 職員の再任用に関する必要な事項は、地公法第 28 条の 4 の定めによるほか、山梨県職員の再任用に関する条例（平成 12 年山梨県条例第 2 号）の定めるところによる。</p>
<p>(職務専念義務等)</p> <p>第 13 条 職員は、地公法又は職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和 26 年 3 月 31 日山梨県条例第 5 号）に特別の定めがある場合を除くほか、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職務遂行のために用い、法人がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。</p>	<p>(職務専念義務等)</p> <p>第 13 条 職員は、地公法又は職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和 26 年 3 月 31 日山梨県条例第 5 号）に特別の定めがある場合を除くほか、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職務遂行のために用い、法人がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。</p>
<p>(守秘義務)</p> <p>第 18 条 1・2 略</p> <p>3 理事長は、法律に特別の定めがある場合を除くほか、前項の許可を拒むことができない。</p>	<p>(守秘義務)</p> <p>第 18 条 1・2 略</p> <p>3 理事長は、法律に特別の定めがある場合を除くほか、前項の許可を拒むことができない。</p>
<p>(ハラスメント)</p> <p>第 20 条 職員の各種ハラスメントの防止に関する必要な事項は、ハラスメント 防止規程に定める。</p>	<p>(ハラスメント)</p> <p>第 20 条 職員の各種ハラスメントの防止に関する必要な事項は、セクシユアル・ハラスメント 防止規程に定める。</p> <p>(表彰)</p> <p>第 29 条 略</p>

附 則(令和4年規程第●号)
この規程は、令和5年4月1日から施行する。

職員給与規程 新旧対照表（令和4年12月14日適用）

新	旧
(給与の支払)	(給与の支払)
第3条 1・2 略 3 給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、単身赴任手当、特殊勤務手当のうち救急病院勤務手当は、月の1日から末までの期間（以下「給与期間」という。）についてその月額の全額を当月に支給し、特殊勤務手当（ただし、救急病院勤務手当を除く）、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当は、その月分を翌月に支給する。	第3条 1・2 略 3 給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、単身赴任手当_____は、月の1日から末までの期間（以下「給与期間」という。）についてその月額の全額を当月に支給し、特殊勤務手当_____時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当は、その月分を翌月に支給する。
(昇給)	(昇給)
第31条 略 2 本文 略 一～三 略	第31条 略 2 本文 略 一～三 略 四 研究職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの



職員給与規程 新旧対照表（令和5年4月1日適用）

新	旧
<p>(勤務1時間当たりの給与額)</p> <p>第5条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額、初任給調整手当並びに特殊勤務手当(月額で定められているものに限る。)の月額の合計額に12を乗じ、その額を当該勤務の日の属する年度(4月1日から翌年3月31日までをいう。<u>以下この条において同じ。</u>)の現日数から当該年度の勤務時間等規程に規定する週休日(以下「週休日」という。)又は国民の祝日にに関する法律(昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。)による休日若しくは年末年始の休日である日の数を差し引いたものに7.75を乗じたものの(育児短時間勤務職員等(育児休業法第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務している職員(法第17条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員を含む。)をいう。以下同じ。)、定年前再任用短時間勤務職員(地方公務員法(昭和25年法律261号。以下「地公法」という。)第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。)以下同じ。)、任期付短時間勤務職員(地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号。以下「任期付職員法」という。)第5条の規定により採用された職員をいう。)及び勤務時間等規程第2条第5項に規定する職員に以下同じ。)及び勤務時間等規程第2条第5項に規定する職員に</p>	<p>(勤務1時間当たりの給与額)</p> <p>第5条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額、初任給調整手当並びに特殊勤務手当(月額で定められているものに限る。)の月額の合計額に12を乗じ、その額を当該勤務の日の属する年度(4月1日から翌年3月31日までをいう。<u>以下この条において同じ。</u>)の現日数から当該年度の勤務時間等規程に規定する週休日(以下「週休日」という。)又は国民の祝日にに関する法律(昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。)による休日若しくは年末年始の休日である日の数を差し引いたものに7.75を乗じたものの(育児短時間勤務職員等(育児休業法第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務している職員(法第17条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員を含む。)をいう。以下同じ。)、再任用短時間勤務職員<u>_____</u>(地方公務員法(昭和25年法律261号。以下「地公法」という。)地公法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。)以下同じ。)、任期付短時間勤務職員(地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号。以下「任期付職員法」という。)第5条の規定により採用された職員をいう。)及び勤務時間等規程第2条第5項に規定する職員に</p>

あつては、次項で定めるもの）で除して得た額とする。

2 前項で定める数は、当該勤務の属する年度の現日数から当該年度の週休日又は祝日法による休日若しくは年末年始の休日である日の数を差し引いたものに、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる数を乗じたものとする。

- 一 育児短時間勤務職員等 勤務時間等規程第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を7からその者の1週間当たりの週休日である日の数を減じたもので除して得た数
- 二 定年前再任用短時間勤務職員 勤務時間等規程第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を7からその者の1週間当たりの週休日である日の数を減じたもので除して得た数
- 三・四 略

（定年前再任用短時間勤務職員の給料月額）

第23条 地公法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、理事長が定める職務の級の基準により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間等規程第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

あつては、次項で定めるもの）で除して得た額とする。

2 前項で定める数は、当該勤務の属する年度の現日数から当該年度の週休日又は祝日法による休日若しくは年末年始の休日である日の数を差し引いたものに、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる数を乗じたものとする。

- 一 育児短時間勤務職員等 勤務時間等規程第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を7からその者の1週間当たりの週休日である日の数を減じたもので除して得た数
- 二 再任用短時間勤務職員 勤務時間等規程第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を7からその者の1週間当たりの週休日である日の数を減じたもので除して得た数
- 三・四 略

（再任用短時間勤務職員の給与月額）

第23条 地公法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額（育児短時間勤務職員等にあっては、その額に前条に掲げる額）とする。

<p>(再任用短時間勤務職員の給料月額)</p>	<p><u>第24条 削除</u></p> <p><u>第24条 再任用短時間勤務職員の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額に、勤務時間等規程第2条第3項により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</u></p>
<p>(任期付職員の給料月額)</p>	<p><u>第25条 略</u></p> <p><u>(任期付短時間勤務職員等の給料月額)</u></p> <p><u>第26条 略</u></p>
<p>(任期付短時間勤務職員等の給料月額)</p>	<p><u>第26条 第22条、第23条及び前条に掲げる職員について、当該各条に定める規定による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもつて当該職員の給料月額とする。</u></p>
<p>(給料の調整の支給職及び支給額)</p>	<p><u>第37条 略</u></p> <p><u>2 職員(第4項に掲げる職員を除く。)の給料の調整額は、調整基本額にその者に係る別表13の調整数欄に掲げる調整数を乗じる。</u></p>
	<p><u>(給料の調整)</u></p> <p><u>2 職員の給料の調整額は、当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じて別表13の2に掲げる調整基本額(その額が給料月</u></p>

<p>て得た額とする。</p>	<p>額の 100 分の 4.5 を超えるときは、給料月額の 100 分の 4.5 に相当する額とし、その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。) にその者に係る別表 12 の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。ただし、その額が給料月額の 100 分の 25 を超えるときは、給料月額の 100 分の 25 に相当する額とする。</p>	<p>3 略</p>	<p>4 次の各号に掲げる職員の給料の調整額は、第 2 項の規定にかかわらず、同項の規定による額に勤務時間等規程第 2 条第 2 項、第 3 項又は第 4 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、その額が給料月額の 100 分の 25 を超えるときは、給料月額の 100 分の 25 に相当する額（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 育児短時間勤務職員等 二 定年専用短時間勤務職員 勤務時間等規程第 2 条第 2 項により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数 三 任期付短時間勤務職員 勤務時間等規程第 2 条第 4 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数 四 任期付短時間勤務職員 勤務時間等規程第 2 条第 4 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数
-----------------	--	------------	---

務時間で除して得た数

5 第 2 項及び前項に規定する調整基本額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額（その額が給料月額（前項各号に掲げる職員にあっては、その者に適用される給料表並びにその職務の級及び号給に応じた額。以下この項において同じ。）の 100 分の 4.5 を超えるときは、給料月額の 100 分の 4.5 に相当する額）とする。

一 次号に掲げる職員以外の職員 当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じた別表 13 の 2 に掲げる額
二 前項第二号に掲げる職員 当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じた別表 13 の 3 に掲げる額

6 第 2 項及び第 4 項の規定にかかわらず、これらの規定による給料の調整額が給料月額の 100 分の 25 を超えるときは、給料月額の 100 分の 25 に相当する額を給料の調整額とする。

（端数計算）

第 3 7 条の 2 前条第 2 項、第 4 項及び第 6 項の規定による給料の調整額並びに同條第 5 項に規定する調整基本額に 1 円未満の端数があるときは、それぞれの端数を切り捨てた額をもって、これらの規定の額とする。

（管理職手当）

第 3 8 条 1・2 略
第 3 8 条 1・2 略

（管理職手当）

第 3 8 条 1・2 略

3 第 1 項に規定する職員のうち、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員に支給する管理職手当の額は、別表 14 に掲げる職員を占める職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職に係る前項の規定による区分（以下「当該職の区分」という。）に応じ、別表 14 の 2 の管理職手当額欄に定める額（育児短時間勤務職員等にあっては、その額に勤務時間等規程第 2 条により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。

4 第 1 項に規定する職員を占める職員のうち定年前再任用短時間勤務職員に支給する管理職手当の額は、別表 14 に掲げる職員を占める職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職の区分に応じ、別表 14 の 3 の管理職手当額欄に定める額（育児短時間勤務職員等にあってはその額に勤務時間等規程第 2 条第 2 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を、再任用短時間勤務職員にあってはその額に勤務時間等規程第 2 条第 3 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。

3 第 1 項に規定する職員のうち、再任用職員以外の職員に支給する管理職手当の額は、別表 14 に掲げる職員を占める職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職に係る前項の規定による区分（以下「当該職の区分」という。）に応じ、別表 14 の 2 の管理職手当額欄に定める額（育児短時間勤務職員等にあっては、その額に勤務時間等規程第 2 条により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。

4 第 1 項に規定する職員を占める職員のうち再任用職員以外の職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職の区分に応じ、別表 14 の 3 の管理職手当額欄に定める額（育児短時間勤務職員等にあってはその額に勤務時間等規程第 2 条第 2 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を、再任用短時間勤務職員にあってはその額に勤務時間等規程第 2 条第 3 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。

(初任給調整手当)

(初任給調整手当)

第42条 略

2 初任給調整手当の支給期間は 35 年とし、その月額は職員の区分及び採用の日以後の期間の区分に応じた別表 16 に掲げる額（育児短時間勤務職員等にあっては

勤務時間等規程

第 2 条第 2 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。この場合において、大学卒業の日から採用の日までの期間が 4 年（臨床研修を経た場合にあっては 6 年、実地修練を経た場合は 5 年）を超えることとなる職員（学校教育法に規定する大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から 3 年内の職員を除く。）に対する同表の適用については、採用の日からその超えることとなる期間（1 年に満たない期間があるときは、その期間を 1 年として算定した期間）に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとする。

3 初任給調整手当を支給されている職員が休職にされ、又は派遣条例

第 2 条第 1 項の規定により派遣された場合における当該職員に対する別表 16 の適用については、

第42条 略

2 初任給調整手当の支給期間は 35 年とし、その月額は職員の区分及び採用の日以後の期間の区分に応じた別表 16 に掲げる額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 10 条第 1 項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第 17 条の規定による短時間勤務をしている職員にあっては、その額に地方独立行政法人山梨県立病院機構勤務時間、休日及び休暇等に関する規程（平成 22 年規程第 16 号）第 2 条第 2 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。この場合において、大学卒業の日から採用の日までの期間が 4 年（臨床研修を経た場合にあっては 6 年、実地修練を経た場合には 5 年）を超えることとなる職員（学校教育法に規定する大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から 3 年内の職員を除く。）に対する同表の適用については、採用の日からその超えることとなる期間（1 年に満たない期間があるときは、その期間を 1 年として算定した期間）に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとする。

3 初任給調整手当を支給されている職員が休職にされ、又は外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の待遇等に関する条例（昭和 63 年山梨県条例第 2 号）第 2 条第 1 項の規定により派遣された場合における当該職員に対する別表 16 の適用については、

当該休職の期間（第 62 条第 1 項若しくは第 2 項の規定により給与の全額を支給される休職の期間を除く。）又は当該派遣の期間は、同表の期間の区分欄に掲げる期間には算入しない。	当該休職の期間（第 62 条第 1 項若しくは第 2 項の規定により給与の全額を支給される休職の期間を除く。）又は当該派遣の期間は、同表の期間の区分欄に掲げる期間には算入しない。
(通勤手当)	(通勤手当)

第 43 条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- 一 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下この条において「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下この条において「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて交通機関等を利用しないで徒步により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満であるもの及び第三号に掲げる職員を除く。）
- 二 通勤のため自動車その他の交通の用具で理事長が定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することができず困難である職員以外の職員であつて自動車等を使用しないで徒步により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

三 略

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前項第 1 号に掲げる職員 支給単位期間につき、理事長が定

第 43 条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- 一 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて交通機関等を利用しないで徒步により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満であるもの及び第三号に掲げる職員を除く。）
- 二 通勤のため自動車その他の交通の用具で理事長が定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することができず困難である職員以外の職員であつて自動車等を使用しないで徒步により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

三 略

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前項第 1 号に掲げる職員 支給単位期間につき、理事長が定

めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下この号及び第4項において「運賃等相当額」といふ。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この号において「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が 55,000 円を超えるときは、支給単位期間につき、その額と 55,000 円との差額の 2 分の 1 を 55,000 円に加算した額に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が 2 以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1 箇月当たりの運賃等相当額の合計額が 55,000 円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、その額と 55,000 円との差額の 2 分の 1 を 55,000 円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

二 前項第二号に掲げる職員のうち四輪の自動車を使用する職員次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職務員、任期付短時間勤務職員又は地方独立行政法人山梨県立病院機構職員修学部分休業及び高齢者部分休業に関する規程（次号において「修学部分休業等規程」という。）第2条若しくは第5条の承認を受けた職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して平均 1 月当たりの通勤所要回数が 10 回未満の職員にあっては 100 分の 50、10 回以上 15 回未満の職員にあっては 100 分の 25 を乗じて得た額をその額から減じた額）

めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」といふ。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1 箇月当たりの運賃等相当額」という。）が 55,000 円を超えるときは、支給単位期間につき、その額と 55,000 円との差額の 2 分の 1 を 55,000 円に加算した額に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が 2 以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1 箇月当たりの運賃等相当額の合計額が 55,000 円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、その額と 55,000 円との差額の 2 分の 1 を 55,000 円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

二 前項第二号に掲げる職員のうち四輪の自動車を使用する職員次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職務員、任期付短時間勤務職員又は地方独立行政法人山梨県立病院機構職員修学部分休業及び高齢者部分休業に関する規程（次号において「修学部分休業等規程」という。）第2条若しくは第5条の承認を受けた職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して平均 1 月当たりの通勤所要回数が 10 回未満の職員にあっては 100 分の 50、10 回以上 15 回未満の職員にあっては 100 分の 25 を乗じて得た額をその額から減じた額）

イ・口 略

三 前項第二号に掲げる職員のうち前号の職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（育児短時間勤務職員、定年前再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員又は修学部分休業等規程第2条若しくは第5条の承認を受けた職員等のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して平均1月当たりの通勤所要回数が10回未満の職員にあっては100分の50、10回以上15回未満の職員にあっては100分の25を乗じて得た額をその額から減じた額）

以下、本項・第3項 略

4 事業所を異にする異動又は在勤する事業所の移転に伴い、所在する地域を異なる事業所に在勤することとなつたことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなつた職員で理事長が定めるものうち、第1項第一号又は第三号に掲げる職員で、当該異動又は事業所の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして理事長が定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第一号及び次項において「新幹線鉄道等」という。）での利用が理事長が

イ・口 略

三 前項第二号に掲げる職員のうち前号の職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（育児短時間勤務職員、再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員又は修学部分休業等規程第2条若しくは第5条の承認を受けた職員等のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して平均1月当たりの通勤所要回数が10回未満の職員にあっては100分の50、10回以上15回未満の職員にあっては100分の25を乗じて得た額をその額から減じた額）

以下、本項・第3項 略

4 事業所を異にする異動又は在勤する事業所の移転に伴い、所在する地域を異なる事業所に在勤することとなつたことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなつた職員で理事長が定めるものうち、第1項第一号又は第三号に掲げる職員で、当該異動又は事業所の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして理事長が定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）での利用が理事長が

定める基準に照らして通勤事情の改善に相當程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額）の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第一号及び次項において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、理事長が定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額

以下、略

(時間外勤務手当)

第52条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき第5条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ各号に定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

一・二 略

2 前項の規定にかかわらず、勤務時間等規程第5条の規定

定める基準に照らして通勤事情の改善に相當程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から第2項第一号に定める額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、理事長が定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額

以下、略

(時間外勤務手当)

第52条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき第5条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ各号に定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

一・二 略

2 前項の規定にかかわらず、勤務時間等規程第6条第1項の規定

により、あらかじめ勤務時間等規程第3条第2項又は第4条第1項の規定により割り振られた1週間の勤務時間（以下この項、第4項及び第5項において「割振り変更前の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の勤務時間を超えて勤務した全時間（次の各号に定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第5条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

3 育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期末短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する第1項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ各号に定める割合」とあるのは「100分の100」とする。

4 育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期末短時間勤務職員が、割振り変更前の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、第2項の規定にかかるらず、時間外勤務手当は支給しない。

5 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間外に勤務（勤務時間等規程第3条第1項、第4条及び第5条

の規定により割り振られた1週間の勤務時間（以下この項、第4項及び第5項において「割振り変更前の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の勤務時間を超えて勤務した全時間（次の各号に定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第5条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

3 育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期末短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する第1項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ各号に定める割合」とあるのは「100分の100」とする。

4 育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期末短時間勤務職員が、割振り変更前の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、第2項の規定にかかるらず、時間外勤務手当は支給しない。

5 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間外に勤務（勤務時間等規程第4条第1項、第5条及び第6条第1

の規定に基づく週休日における勤務のうち理事長が定めるものを除く。) した時間及び割振り変更前の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、割振り変更前の勤務時間を超えて勤務した時間(第2項に定める時間を除く。)を合計した時間が1月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項

及び第2項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第5条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、第1項の規定による勤務にあつては100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)、第2項の規定による勤務にあつては100分の50を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

6 勤務時間等規程第12条第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第5条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、第1項の規定による勤務にあつては100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175)から第1項に定める割合(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間にある場合には、その割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合、第2項の規定による勤務にあつては100分の50か

頃の規定に基づく週休日における勤務のうち理事長が定めるものを除く。) した時間及び割振り変更前の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、割振り変更前の勤務時間を超えて勤務した時間(第2項に定める時間を除く。)を合計した時間が1月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項(第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第2項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第5条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、第1項の規定による勤務にあつては100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)、第2項の規定による勤務に乘じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

6 勤務時間等規程第12条第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第5条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、第1項の規定による勤務にあつては100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)から第1項に定める割合(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間にある場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合、第2項の規定による勤務にあつては100分の50か

ら第2項に定める割合を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

7 略

(管理職員特別勤務手当)

第56条 管理職員特別勤務手当は、第38条第1項に基づき別表14に定める者であつて、次に掲げる者に対して支給する。

一～四 略

2 前項に規定する場合のほか、第38条第1項に基づき別表14に定める者が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日午前0時から午前5時までの間にあつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、その者には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 前二項の手当の額は、勤務1回につき、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
一 次号に掲げる職員以外の別表14に掲げる職員を占める職員であつて第1項第一号に掲げる者

において、次に掲げる当該職員の占める職に係る額に掲げる支給区分に応じ、それぞれ次に定める額（勤務に従事した時間が1時間以上3時間未満の場合はその額に100分の70、1時間が3時間以上6時間未満の場合はその額に100分の40、6時間を超える場合はその額に100分の150をそれぞれ乗じて得た額）

ら第2項に定める割合を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

7 略

(管理職員特別勤務手当)

第56条 管理職員特別勤務手当は、管理職手当の支給を受ける者であつて、次に掲げる者に対して支給する。

一～四 略

2 前項に規定する場合のほか、理事長が指定する職にある者が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日午前0時から午前5時までの間にあつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、その者には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 第一項及び第二項の手当の額は、勤務1回につき、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
一 前一項第一号に掲げる者

において、次に掲げる別表14 12,000円を超えない範囲内に掲げる支給区分に応じ、それぞれ次に定める額（勤務に従事した時間が1時間以上3時間未満の場合はその額に100分の70、1時間が3時間以上6時間未満の場合はその額に100分の40、6時間を超える場合はその額に100分の150をそれぞれ乗じて得た額）

二 定年前再任用短時間勤務職員である別表 14 条に掲げる職を 占める職員であつて第 1 項第一号に掲げる者 次に掲げる当該 職員の占める職に係る同表に掲げる支給区分に応じ、それぞれ 次に定める額	一 口 ハ ニ ホ ヘ 上 チ	一種 11,000 円 二種 10,000 円 三種 9,000 円 四種 8,000 円 五種 7,000 円 六種 6,000 円 七種 5,000 円 八種 4,000 円	一 一 一 一 一 一 一 一
三 第 1 項第二号から第四号に掲げる者 前二号の例により算定 された額に、別に理事長が定める数を乗じて得た額	一 二 三 四	第一項第二号から第四号に掲げる者 前二号の例により算定 された額に、別に理事長が定める数を乗じて得た額	一 二 三 四
四 次号に掲げる職員以外の別表 14 に掲げる職を占める職員で あつて第 2 項に規定する場合 同項の勤務一回につき、次に掲 げる当該職員の占める職に係る同表に掲げる支給区分に応じ、 それぞれ次に定める額	イ～チ 略	規定する場合 同項の勤務一回につき理事長が定 める額	イ～チ 略
五 定年前再任用短時間勤務職員である別表 14 条に掲げる職を 占める職員であつて第 2 項に規定する場合 次に掲げる当該職 員の占める職に係る同表に掲げる支給区分に応じ、それぞれ次 に定める額			

1	口	二種	5,500円
八	三種	5,000円	
二	四種	4,500円	
一	五種	4,000円	
六	六種	3,500円	
上	七種	3,000円	
チ	八種	2,500円	
4・5	略	2,000円	

(期末手当)

第57条 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100 分の 120（職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して理事長が定める職員（以下「特定幹部職員」という。）にあつては、第2項各号において「特定幹部職員」という。）における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一～四 略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100 分の 120」とあるのは「100 分の 67.5」と、「100 分の 100」とあるのは「100 分の 57.5」とする。

(期末手当)

第57条 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100 分の 120（職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して理事長が定める職員（以下「特定幹部職員」という。）にあつては、100 分の 100）を乗じて得た額に、基準日以前 6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一～四 略

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100 分の 120」とあるのは「100 分の 67.5」と、「100 分の 100」とあるのは「100 分の 57.5」とする。

(勤勉手当)

第 60 条 勤勉手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日（以下この項から第 3 項までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前 6箇月以内の期間における当該職員の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する 6 月 30 日及び 12 月 10 日（以下この条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。ただし、支給日が日曜日に当たるときは、支給日の前々日とし、支給日が土曜日に当たるときは支給日の前日とする。これらの基準日前 1 箇月以内に退職し、又は死亡した職員（理事長が定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に理事長が定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、理事長が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

一 前項の職員のうち定年前用短時間勤務職員以外の職員当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、100 分の 95 (特定幹部職員にあつては、100 分の 115) を乗じて得た額の総額

二 前項の職員のうち定年前用短時間勤務職員 当該定年前

(勤勉手当)

第 60 条 勤勉手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日（以下の條においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前 6箇月以内の期間における当該職員の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する 6 月 30 日及び 12 月 10 日（以下この条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。ただし、支給日が日曜日に当たるときは、支給日の前々日とし、支給日が土曜日に当たるときは支給日の前日とする。これらの基準日前 1 箇月以内に退職し、又は死亡した職員（理事長が定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に理事長が定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、理事長が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

一 前項の職員のうち再任用職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、100 分の 95 (特定幹部職員にあつては、100 分の 115) を乗じて得た額の総額

二 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用

<p>再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、100 分の 45（特定幹部職員にあっては、100 分の 55）を乗じて得た額の総額</p> <p>第 3 項～第 6 項 略</p> <p>（特定職員の適用除外）</p> <p>第 61 条 第 52 条から _____ 第 54 条までの規定は、第 38 条の規定による職にある者には適用しない。</p> <p>2 理事長が定める初任給及び昇格の基準並びに第 21 条、第 31 条、第 39 条及び第 40 条第 3 項から第 42 条までの規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。</p> <p>3 略</p>	<p>職員 _____ の勤勉手当基礎額に、100 分の 45（特定幹部職員にあっては、100 分の 55）を乗じて得た額の総額</p> <p>第 3 項～第 6 項 略</p> <p>（特定職員の適用除外）</p> <p>第 61 条 第 52 条、第 53 条及び第 54 条の規定は、第 38 条の規定による職にある者には適用しない。</p> <p>2 _____ 第 39 条及び第 40 条第 3 項から第 42 条までの規定は、再任用職員 _____ には適用しない。</p> <p>3 略</p>	<p>附則</p> <p>第 1 条～第 9 条 略</p> <p>（給料月額七割措置）</p> <p>第 10 条 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が 60 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日（附則第 13 条において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、理事長が定める職務の級の基準に基づく当該職員の属する職務の級並びに理事長が定める初任給及び昇格の基準、第 21 条並びに第 31 条第 2 項及び第 3 項の規定により当該職員の受けける</p>
---	---	---

号給に応じた額に 100 分の 70 を乗じて得た額（当該額に、50 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数を生じたときはこれを 100 円に切り上げるものとする。）とする。

2 前項の規定の適用を受ける育児短時間勤務職員等について、それぞれ同項の規定による給料月額による給料月額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもつて当該育児短時間勤務職員等の給料月額とする。

3 第 1 項の規定の適用を受ける職員に対する本文各条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規程	読み替えられる字句	読み替える字句
第 37 条第 5 項 本文	応じた額	応じた額に 100 の 70 を乗じて得た額（その額に、50 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数を生じたときはこれを 100 円に切り上げた額）

第 37 条第 1 項 第一号	掲げる額 掲げる額に 100 分の 70 を乗 じて得た額（その額に、50 円未満の端数を生じたとき はこれを切り捨て、50 円以 上 100 円未満の端数を生じ たときはこれを 100 円に切 り上げた額）	掲げる額に 100 分の 70 を乗 じて得た額（その額に、50 円未満の端数を生じたとき はこれを切り捨て、50 円以 上 100 円未満の端数を生じ たときはこれを 100 円に切 り上げた額）
第 38 条第 3 項	定める額 定める額に 100 分の 70 を乗 じて得た額（その額に、50 円未満の端数を生じたとき はこれを切り捨て、50 円以 上百円未満の端数を生じた ときはこれを 100 円に切り 上げた額）	定める額 定める額に 100 分の 70 を乗 じて得た額（その額に、50 円未満の端数を生じたとき はこれを切り捨て、50 円以 上百円未満の端数を生じた ときはこれを 100 円に切り 上げた額）
第 42 条	別表 16 別表 16 の 2	
第 56 条第 3 項 第一号及び第四 号	定める額 定める額に 100 分の 70 を乗 じて得た額（その額に、50 円未満の端数を生じたとき はこれを切り捨て、50 円以 上 100 円未満の端数を生じ たときはこれを 100 円に切 り上げた額）	

(育児短時間勤務職員等に係る給料月額七割措置の算定方法)

第11条 育児短時間勤務職員等に対する前条の規定の適用について

(新設)

ては、同項中「とする」とあるのは、「」に、第22条に掲げる数を乗じて得た額とする」とする。

(給料月額七割措置の適用除外)

第12条 前二条の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(新設)

一 臨時に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

二 山梨県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年山梨県条例第47号）第1条の規定による改正前の山梨県職員の定年等に関する条例（昭和59年山梨県条例第7号）

第3条ただし書に規定する職員に相当する職員

三 山梨県職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により法第28条の2第1項に規定する異動期間（同条例第9条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員

四 山梨県職員の定年等に関する条例第3条第2項に規定する職員

五 山梨県職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前二項の規定が適用されていた職員を除く。）

(管理監督職勤務上限年齢調整額)

第13条 法第28条の2 第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第13項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第10条の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（理事長が定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第10条の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

2 前項の実施に關し必要な事項は、理事長が別に定める。

(管理監督職勤務上限年齢調整額により最高号給を超える場合の給料月額)

第14条 前条の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が理事長が定める職務の級の基準に基づく当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前条の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「理事長が定める職

(新設)

(新設)

務の級の基づく当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

(給料月額の切替に伴う経過措置)

第15条 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員
(附則10条の規定の適用を受ける職員に限り、附則第13条に規定する職員を除く。) であつて、同条の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、理事長が定めるところにより、前二条の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

第16条 附則第13条又は前条の規定による給料を支給される職員以外の附則第10条の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、理事長が定めるところにより、前二条の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

第17条 附則第13条又は前二条の規定による給料を支給される職員に対する第57条第5項(第60条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第13条、第15条又は第16条の規定による給料の額との合計額」とする。

(地域手当に関する特例の経過措置)

第 18 条 附則第 8 条の規定にかかわらず、当分の間、附則第 10 条及び第 11 条の規定により職員が受けける給料月額並びに附則第 13 条、第 15 条及び第 16 条の規定により支給する給料の額は、これらの規定により算出された給料月額及び給料の額に、それぞれ当該給料月額及び当該給料の額に 100 分の 0.75 を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額を加算した額とする。

(職員の給料月額が異動することとなつた旨の通知)

第 19 条 理事長は、附則第 10 条から第 12 条までの規定の適用により職員の給料月額が異動することとなつた場合（山梨県職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和 27 年山梨県条例第 7 号）附則第 3 項前段の場合を含む。）には、理事長が定めるところにより、当該職員にその旨を通知するものとする。

(施行に關し必要な事項)

第 20 条 附則第 10 条から前条までに定めるもののほか、附則第 10 条各項の規定による給料月額、附則第 13 条の規定による給料その他附則第 10 条から前条までの規定の施行に關し必要な事項は、理事長が定める。

(新設)

(新設)

(新設)

別表 1 3 の 2 定年前再任用短時間勤務職員以外の調整基本額表

(第37条関係)

イ～ヘ 略

別表 1 3 の 3 定年前再任用短時間勤務職員の調整基本額表 (第3

(新設)

7条関係)

事務職給料表

職務の級	調整基本額
1級	5,600円
2級	6,500円
3級	7,700円
4級	8,200円
5級	8,700円
6級	9,500円
7級	10,700円
8級	11,700円
9級	13,200円

医療職給料表 (一)

職務の級	調整基本額
1級	8,900円
2級	10,200円
3級	11,800円
4級	14,000円

別表第1 3 の 2 調整基本額表

(第37条関係)

イ～ヘ 略

別表 1 3 の 3 定年前再任用短時間勤務職員の調整基本額表 (第3

(新設)

7条関係)

事務職給料表

職務の級	調整基本額
1級	5,600円
2級	6,500円
3級	7,700円
4級	8,200円
5級	8,700円
6級	9,500円
7級	10,700円
8級	11,700円
9級	13,200円

医療職給料表 (一)

職務の級	調整基本額
1級	8,900円
2級	10,200円
3級	11,800円
4級	14,000円

医療職給料表(二)

職務の級	調整基本額
1級	5,700円
2級	6,500円
3級	7,300円
4級	7,700円
5級	8,500円
6級	9,700円
7級	11,000円

医療職給料表(三)

職務の級	調整基本額
1級	7,100円
2級	7,700円
3級	7,900円
4級	8,200円
5級	8,700円
6級	9,800円
7級	11,100円

研究職給料表

職務の級	調整基本額
1級	6,500円
2級	7,800円
3級	8,500円
4級	9,800円
5級	11,500円

技能労務職給料表

職務の級	調整基本額
1級	6,100円
2級	6,700円
3級	7,300円
4級	8,200円

<u>別表 1 4 の 2 定年前再任用短時間勤務職員以外の管理職手当支給額表(第38条関係)</u>	<u>別表第1 4 の 2 再任用職員以外の管理職手当支給額表</u> 一～五 略
<u>別表 1 4 の 3 定年前再任用短時間勤務職員の管理職手当支給額表(第38条関係)</u>	<u>別表第1 4 の 3 再任用職員の管理職手当支給額表</u> 一～五 略
<u>附 則(令和4年規程第●号)</u> <u>この規程は、令和5年4月1日から施行する。</u>	

職員退職手当規程 新旧対照表（令和4年12月14日適用）

新行	旧行
(退職手当の支給) 第2条 略	(退職手当の支給) 第2条 略
2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は就業規則、会計年度任用職員就業規則、若しくは特別職非常勤職員規程により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えた日を含む。第17条第2項において「勤務日数」という。）が18日（1月間の日数（山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第6号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）が20日に満たない日数の場合にあっては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第17条第2項において「職員みなし日数」という。）以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされるものは、職員とみなして、この規程（第5条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。）による負傷又は疾病（以下「傷病」という。）による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第6条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外	2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は就業規則、会計年度任用職員就業規則、若しくは特別職非常勤職員規程により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えた日を含む。_____）が18日_____以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされるものは、職員とみなして、この規程（第5条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。）による負傷又は疾病（以下「傷病」という。）による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第6条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外

の部分を除く。) の規定を適用する。

3 削除

3・4 略

(給料月額の減額改定以外の理由により給料月額が減額されたこと
がある場合の退職手当の基本額に係る特例)

第7条 退職した者の基礎在職期間中に、給料月額の減額改定(給
料月額の改定をする規程が制定された場合において、当該規程に
よる改定により当該改定前に受けた給料月額が減額されるこ
とをいう。以下同じ。)以外の理由によりその者の給料月額が減
額されたことがある場合において、当該理由が生じた日(以下
「減額日」という。)における当該理由により減額されなかつた
ものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの(以下
「特定減額前給料月額」という。)が、退職日給料月額よりも多
いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前三条の規定に
かかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

一・二 略
2 略

(退職手当の基本額の最高限度額)

第11条 1・2 略

3 本文略

の部分を除く。) の規定を適用する。

3 前項の規定にかかわらず、地公法第28条の4第1項又は第28条の
6第1項の規定により採用された者には退職手当を支給しない。

4・5 略

(給料月額の減額改定以外の理由により給料月額が減額されたこと
がある場合の退職手当の基本額に係る特例)

第7条 退職した者の基礎在職期間中に、給料月額の減額改定(給
料月額の改定をする規定が制定された場合において、当該規定に
よる改定により当該改定前に受けた給料月額が減額されるこ
とをいう。以下同じ。)以外の理由によりその者の給料月額が減
額されたことがある場合において、当該理由が生じた日(以下
「減額日」という。)における当該理由により減額されなかつた
ものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの(以下
「特定減額前給料月額」という。)が、退職日給料月額よりも多
いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前三条の規定に
かかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

一・二 略
2 略

(退職手当の基本額の最高限度額)

第11条 1・2 略

3 本文略

読み替える規程	読み替える字句	読み替えられる字句	読み替える規程	読み替えられる字句	読み替える字句
第11条第1項	略		第11条第1項	略	略
第11条第2項	略	第8条の規定により 読み替えて適用する 同項 <u>第二号</u> 口	第11条第2項	略	略
	略			同項 <u>第二号</u> 口	第8条の規定により 読み替えて適用する 同項 <u>第二号</u> 口
	略			略	略
第11条第2項第一号	略		第11条第2項第1号	略	略
第11条第2項第二号		第8条の規定により 読み替えて適用する 第7条第1項 <u>第二号</u> 口		第7条第1項 <u>第二号</u> 口	第8条の規定により 読み替えて適用する 第7条第1項 <u>第二号</u> 口
以下	略		以下	略	

読み替える規程	読み替える字句	読み替えられる字句
第11条第1項	略	
第11条第2項	略	第8条の規定により 読み替えて適用する 同項 <u>第二号</u> 口
	略	
第11条第2項第一号	略	
第11条第2項第二号		第8条の規定により 読み替えて適用する 第7条第1項 <u>第二号</u> 口
以下	略	

(退職手当の支給制限)

第15条 一般の退職手当は、次の各号のいづれかに該当する者には全部又は一部を支給しない。

一～三 略

2 一般の退職手当のうち、第12条の規定により計算した退職手当の調整額に相当する部分は、次の各号のいづれかに該当する者に

第15条 一般の退職手当は、次の各号のいづれかに該当する者は一～三 略支給しない。

2 一般の退職手当のうち、第12条の規定により計算した退職手当の調整額に相当する部分は、次の各号のいづれかに該当する者に

は全部又は一部を支給しない。

一・二 略
3

(失業者の退職手当)

第17条 勤続期間12月以上（特定退職者（雇用保険法（昭和49年法律第116号。以下「雇用保険法」という。）第23条第2項に規定する特定受給資格者に相当するものとして第20条で定めるものをいう。以下の条において同じ。）にあっては、6月以上）で退した職員（第5項又は第7項の規定に該当する者を除く。）であつて、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが、当該退職した職員を同法第15条第1項に規定する受給資格者と、当該退職した職員の基準勤続期間の年月数を同法第22条第3項に規定する算定基礎期間の年月数と、当該退職の日を同法第20条第1項第一号に規定する離職の日と、特定退職者を同法第23条第2項に規定する特定受給資格者とみなして同法第20条第1項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間（当該期間内に妊娠、出産、育児その他第21条で定める理由により引き続き30日以上職業に就くことができない者が、第22条で定めるところにより理事長にその旨を申し出した場合には、当該理由により職業に就くことができない日数を加算するものとし、その加算された期間が4年を超えるときは、4年とする。第3項において「支給期間」という。）内に失業している場

は支給しない。

一・二 略
3

(失業者の退職手当)

第17条 勤続期間12月以上（特定退職者（雇用保険法（昭和49年法律第116号。以下「雇用保険法」という。）第23条第2項に規定する特定受給資格者に相当するものとして第20条で定めるものをいう。以下の条において同じ。）にあっては、6月以上）で退した職員（第5項又は第7項の規定に該当する者を除く。）であつて、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが、当該退職した職員を同法第15条第1項に規定する受給資格者と、当該退職した職員の基準勤続期間の年月数を同法第22条第3項に規定する算定基礎期間の年月数と、当該退職の日を同法第20条第1項第一号に規定する離職の日と、特定退職者を同法第23条第2項に規定する特定受給資格者とみなして同法第20条第1項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間（当該期間内に妊娠、出産、育児その他第21条で定める理由により引き続き30日以上職業に就くことができない者が、第22条で定めるところにより理事長にその旨を申し出した場合には、当該理由により職業に就くことができない日数を加算するものとし、その加算された期間が4年を超えるときは、4年とする。第3項において「支給期間」という。）内に失業している場

合において、第一号に規定する一般の退職手当及び前条の規定による退職手当（以下「一般的退職手当」という。）等の額を第二号に規定する基本手当の日額で除して得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に等しい日数（以下「待期日数」という。）を超えて失業しているときは、第一号に規定する一般的退職手当等のほか、その超える部分の失業の日ににつき第二号に規定する基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、同号に規定する所定給付日数から待期日数を減じた日数分を超えては支給しない。

一 その者が既に支給を受けた当該退職に係る一般的退職手当等

2 この条において基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となつた日前に職員又は職員以外の者で勤務日数が職員みなし日数

合において、第一号に規定する一般的退職手当等の額を第2号に規定する基本手当の日額で除して得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に等しい日数（以下「待期日数」という。）を超えて失業しているときは、第一号に規定する一般的退職手当等のほか、その超える部分の失業の日ににつき第二号に規定する基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、同号に規定する所定給付日数から待期日数を減じた日数分を超えては支給しない。

一 その者が既に支給を受けた当該退職に係る一般的退職手当及び前条の規定による退職手当（以下「一般的退職手当等」といふ。）の額

二 略

2 この条において基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となつた日前に職員又は職員以外の者で勤務日数が職員みなし日数勤務した日（法令、条例若しくはこれに基づく人事委員会規則又は就業規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が1月以上あるもの（季節的業務に4月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に4月以内の期間を定めて雇用されていた者にあっては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したものに限

る。) であった者（以下この項において「職員等」という。）であつたことがあるものについては、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当する全ての期間を除く。

一・二 略

3 略

4 第 1 項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の理由によるものである職員が当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、理事長が定めるところにより、理事長にその旨を申し出たときは、第 1 項中「当該各号に定める期間」とあるのは「当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間（1 年を限度とする。）に相当する期間を合算した期間（当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間）」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「第 4 項において読み替えられた第 1 項に規定する支給期間」と読み替えてそれぞれの規定を適用し、当該退職の日後に事業（その実施期間が 30 日未満のものその他理事長が定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして理事長が定める職員が

る。）であった者（以下この項において「職員等」という。）であつたことがあるものについては、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当するすべての期間を除く。

一・二 略

3 略

4 第 1 項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の理由によるものである職員が当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、理事長が定めるところにより、理事長にその旨を申し出たときは、第 1 項中「当該各号に定める期間」とあるのは「当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間（1 年を限度とする。）に相当する期間を合算した期間（当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間）」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「第 4 項において読み替えられた第 1 項に規定する支給期間」と読み替えてそれぞれの規定を適用する。

理事長の定めるとこころにより、理事長にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が4年から第1項及びこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第1項及びこの項の規定による期間に算入しない。

5 略

6 勤続期間6月以上で退職した職員（第8項の規定に該当する者を除く。）であって、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第二号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。

7 略

8 勤続期間6月以上で退職した職員であって、雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第38条第1項各号のいずれかに該当するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第二号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる特例一時金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による特例一時金の支給

5 略

6 勤続期間6月以上で退職した職員（第8項の規定に該当する者を除く。）であって、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第二号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。

7 略

8 勤続期間6月以上で退職した職員であって、雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第38条第1項各号のいずれかに該当するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第二号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる特例一時金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による特例一時金の支給

		促進手当に相当する退職手当 当該退職手当の支給を受けた日 数に相当する日数	
二	雇用保険法第56条の3第1項第一号口に該当する者に係る就業 促進手当に相当する退職手当 当該就業促進手当について同條 第5項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数 に相当する日数	二 雇用保険法第56条の2第1項第1号口に該当する者に係る就業 促進手当に相当する退職手当 当該就業促進手当について同條 第五項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数 に相当する日数	
1 5	第11項の規定は、第5項又は第6項の規定による退職手当の支 給を受けることができる者（第5項又は第6項の規定により退職手 当の支給を受けた者であって、当該退職手当の支給に係る退職の 日の翌日から起算して1年を経過していないものを含む。）及び 第7項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（第7項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けた者で あって、当該退職手当の支給に係る退職手当の日の翌日から起算して 6月を経過していないものを含む。）について準用する。この場 合において、第11項中「次の各号」とあるのは「 <u>第四号から第六 号まで</u> 」と、「技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手 当」とあるのは「就業促進手当」と読み替えるものとする。	1 5 第11項の規定は、第5項又は第6項の規定による退職手当の支 給を受けることができる者（第5項又は第6項の規定により退職手 当の支給を受けた者であって、当該退職手当の支給に係る退職の 日の翌日から起算して1年を経過していないものを含む。）及び 第7項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（第7項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けた者で あって、当該退職手当の支給に係る退職手当の日の翌日から起算して 6月を経過していないものを含む。）について準用する。この場 合において、第11項中「次の各号」とあるのは「 <u>第4号から第6号 まで</u> 」と、「技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手 当」とあるのは「就業促進手当」と読み替えるものとする。	1 6～2 5 略
第25条の2	第17条第10項第二号イに規定する雇用保険法第24条 の2第1項各号に掲げる者に相当する者は、次の各号に掲げる職員 の区分に応じ、当該各号に定める者とする。	第25条の2 第17条第10項第二号イに規定する雇用保険法第24条 の2第1項各号に掲げる者に相当する者は、次の各号に掲げる職員 の区分に応じ、当該各号に定める者とする。	一 雇用保険法第24条の2第1項第一号に掲げる者に相当する者

退職職員（退職した第2条第1項に規定する職員（同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下この項において同じ。）であって、雇用保険法第24条の2第1項第一号に掲げる者に該当するもの	<p>二 雇用保険法第24条の2第1項<u>第二号</u>に掲げる者に相当する者退職職員であって、その者を同法第4条第1項に規定する被保険者と、地方独立行政法人山梨県立病院機構の事務又は事業を同法第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば同法第24条の2第1項<u>第二号</u>に掲げる者に該当するもの</p> <p>三 雇用保険法第24条の2第1項<u>第三号</u>に掲げる者に相当する者退職職員であって、その者を同法第4条第1項に規定する被保険者と、地方独立行政法人山梨県立病院機構の事務又は事業を同法第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば同法第24条の2第1項<u>第三号</u>に掲げる者に該当するもの</p> <p>2 第17条第10項第2号口に規定する雇用保険法第24条の2第1項<u>第二号</u>に掲げる者に相当する者は、前項<u>第二号</u>に定める者とする。</p>
---	--

附 則

第3条 令和7年 3月31日以前に退職した職員に対する第17条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、（以下略）

職員退職手当規程 新旧対照表（令和5年4月1日施行）

新	旧
(目的)	第1条 この規程は、地方独立行政法人山梨県立病院機構職員就業規則（以下「就業規則」という。）第28条に基づき、職員（地方独立行政法人山梨県立病院機構会計年度任用職員就業規則（以下「会計年度任用職員就業規則」という。）第1条に定める職員等、地方独立行政法人山梨県立病院機構特別職非常勤職員規程（以下「特別職非常勤職員規程」という。）第1条に定める職員者_____を除く。）の退職手当に必要な事項を定めるものとする。
(一般的退職手当)	第3条 退職した者に対する退職手当の額は、次条から第8条の2まで及び第11条の規定により計算した退職手当の基本額に、第12条の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。
(自己都合による退職等の場合の退職手当の基本額)	

第4条 次条又は第6条の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料（これに相当する給与を含む。以下同じ。）の月額（給料が日額で定められている者については、退職の日におけるその者の給料の21日分に相当する額とし、職員が休職、停職、減給その他的事由によりその給料の一部又は全部を支給されない場合においては、これら的事由がないと仮定した場合におけるその者の受けるべき給料の月額とする。以下「退職日給料月額」といふ。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

一～六 略

2 略

(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第5条 次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

第4条 次条又は第6条の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料（これに相当する給与を含む。以下同じ。）の月額（給料が日額で定められている者については、退職の日におけるその者の給料の21日分に相当する額とし、職員が休職、停職、減給その他的事由によりその給料の一部又は全部を支給されない場合においては、これら的事由がないと仮定した場合におけるその者の受けるべき給料の月額とする。以下「給料月額」といふ。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

一～六 略

2 略

(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第5条 11年以上25年未満の期間勤続して退職した者（就業規則第8条の規定により退職した者（地公法第28条の3 第1項の期限又は同条第2項の規程により期限の到来により退職した者を含む）若しくはこれに準ずる他の規程の規定により退職した者又はその者の非違によることなく勤變を受けて退職した者であつて理事長の承認を得たものに限る。）又は25年未満の期間勤続し、勤務地の移転により退職した者であつて理事長の承認を得たものに対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月

		額（以下「退職日給料月額」という。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。
二	11年以上25年未満の期間勤続し、地方公務員法（昭和25年法律第261号、以下「地公法」という。）第28条の6第1項の規定により退職した者（同法第28条の7第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者又はその者の非違によることなく勧奨を受けて退職した者であつて理事長の承認を得たものに限る。）又は25年未満の期間勤続し、勤務地の移転により退職した者	二 11年以上10年以下の期間については、1年につき100分の125 三 11年以上24年以下の期間については、1年につき100分の137.5 四 25年未満の期間勤続し、勤務公署の移転により退職した者であつて理事長の承認を得たもの
二	11年以上25年未満の期間勤続し、その者の非違によることなく勧奨を受けて退職したものであつて理事長の承認を得たもの	二 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の137.5 三 16年以上24年以下の期間については、1年につき100分の200 四 25年未満の期間勤続し、勤務公署の移転により退職した者であつて理事長の承認を得たもの
2	前項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡（業務上の死亡を除く。）により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（同項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。	2 前項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡（業務上の死亡を除く。）により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（同項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。
3	第1項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合	

は、次のとおりとする。

- 二 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の125
- 二 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の
137.5
- 三 16年以上24年以下の期間については、1年につき100分の200

(25年以上勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

- 第6条 次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

(整理退職等の場合の退職手当の基本額)

第6条 組織の改廃のため過員又は廃職を生ずることにより退職した者であつて理事長の承認を得たもの、業務上の傷病若しくは死亡により退職した者又は25年以上勤続して退職した者（就業規則第8条の規定により退職した者（地公法第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規程により期限の到来により退職した者を含む）若しくはこれに準ずる他の規程の規定により退職した者又はその者の非違によることなく勧奨を受けて退職した者若しくは勤務地の移転により退職した者であつて理事長の承認を得たものに限る。）に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- 二 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の150
- 二 11年以上25年以下の期間については、1年につき100分の165
- 三 26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の180
- 三 25年以上勤続し、地公法第28条の6第1項の規定により退職した者（同法第28条の7第1項の期限又は同条第2項の規定によ

り延長された期限の到来により退職した者を含む。) 又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者		
四 25年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者	四 35年以上の期間については、1年につき100分の105	
五 25年以上勤続し、その者の非違によることなく創設を受けて退職した者であつて理事長の承認を得たもの		
六 25年以上勤続し、勤務公署の移転により退職した者であつて理事長の承認を得たもの		
2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(同項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。	2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(前項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。	
3 第1項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。		
二 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の150		
二 11年以上25年以下の期間については、1年につき100分の165		
三 26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の180		
四 35年以上の期間については、1年につき100分の105		
(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額の特例)		
第8条 第6条第1項に規定する者(25年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者及び勤務地の移転により退職した者であつて理事長の承認を得たものを除く。)のうち、定年に達	第8条 第6条第1項に規定する者(25年以上勤続し、所定の任期を終えて退職した者及び勤務地の移転により退職した者であつて理事長の承認を得たものを除く。)のうち、定年に達	

する日以後における最初の3月31日から1年前までに退職した者であつて、その勤続期間が25年以上であり、かつ、退職の日以後における最初の3月31日におけるその年齢が退職の日において定められている者の者に係る定年から15年を減じた年齢以上である者に対する同項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規程	読み替えられ る字句	読み替える字句
第6条第1項	略	略
第7条第1項第一号	略	略
第7条第1項第二号	略	略
第7条第1項第二号 口	略	略

附 則

第4条 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者に対する退職手当の基本額は、第4条から第8条まで及び附則第7条から第20条までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第13条第1項中「前条」とあ

する日以後における最初の3月31日から1年前までに退職した者であつて、その勤続期間が25年以上であり、かつ、退職の日以後における最初の3月31日におけるその年齢が退職の日において定められている者の者に係る定年から10年を減じた年齢以上である者に対する同項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規程	読み替えられ る字句	読み替える字句
第6条第1項	略	略
第7条第1項第1号	略	略
第7条第1項第2号	略	略
第7条第1項第2号 口	略	略

第4条 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者に対する退職手当の基本額は、第4条から第8条まで _____ の規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第13条第1項中「前条」とあ

るものは、「前条並びに附則第4条」とする。

るものは、「前条並びに附則第4条」とする。

第5条 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者で第4条第1項の規定に該当する退職手当の基本額は、同項又は第7条及び附則第10条の規定により計算した額に前条に定める割合を乗じて得た額とする。

第6条 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者で第6条又は附則第8条の規定に該当する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として附則第4条の規定により計算して得られる額とする。

(定年延長に係る経過措置)

第7条 当分の間、第5条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後における最初の3月31日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第4条の規定の適用については、同条第1項中「又は第6条」とあるのは、「、第6条又は附則第7条」と読み替えるものとする。

第8条 当分の間、第6条第1項の規定は、25以上の期間勤続した

第5条 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者で第4条第1項の規定に該当する退職手当の基本額は、同項又は第7条の規定により計算した額に前条に定める割合を乗じて得た額とする。

第6条 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者で第6条又は附則第8条の規定に該当する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として附則第4条の規定により計算して得られる額とする。

(新設)

(新設)

者であつて、60歳に達した日以後における最初の3月31日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第4条の規定の適用については、同条第1項中「又は第6条」とあるのは、「、第6条又は附則第8条」と読み替えるものとする。

（定年延長に係る経過措置の適用除外）

第9条：前二条の規定は、次に掲げる職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については、適用しない。
一 山梨県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年山梨県条例第47号）第1条の規定による改正前の山梨県職員の定年等に関する条例（昭和59年山梨県条例第7号）（以下「旧定年条例」という。）第3条ただし書に規定する職員に相当する職員

- 二 山梨県職員の定年等に関する条例第3条第2項に規定する職員
三 給与その他の処遇の状況が前二号に掲げる職員に類する職員として理事長が定める職員

（給料月額七割措置の取扱い）

第10条 地方独立行政法人山梨県立病院職員給与規程附則第10条第1項の規定による職員の給料月額の改定（次条及び附則13条において「給料月額七割措置」という。）は、給料月額の減額改定

（新設）

（新設）

に該当しないものとする。

(給料月額七割措置に係る経過措置)

第11条 当分の間、給料月額七割措置の適用を受けた後に退職した者（地公法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下「他の職への降任等」という。）をした後に退職した者を除く。）については、給料月額七割措置によりその者の給料月額が減額された日（以下この条及び次条第二号において「七割措置減額日」という。）前に、給料月額の減額改定以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日（次条第一号において「特別特定減額日」という。）の前日におけるその者の給料月額のうち最も多いもの（以下この条、次条及び附則第14条において「特別特定減額前給料月額」という。）が退職日給料月額よりも多く、かつ、当該七割措置減額日の前日におけるその者の給料月額（以下この条、次条及び附則第14条において「七割措置前給料月額」という。）が退職日給料月額より多いときは、その者に対して支給する退職手当の基本額は、第7条の規定にかかわらず、次条から附則第14条までに定める額とする。ただし、特別特定減額前給料月額が七割措置前給料月額以下である場合は、この限りでない。

(給料月額七割措置に係る退職手当の基本額)

第12条 前条に規定する者に対して支給する退職手当の基本額

(新設)

は、次に掲げる額の合計額とする。

- 一 その者が特別特定減額前給料月額（当該特別特定減額前給料月額に係る特別特定減額日が二以上ある場合は、これらのうち最も遅い日の前日におけるものをいう。以下この号及び次号口において同じ。）に係る特別特定減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特別特定減額前給料月額を基礎として、第4条から第11条第1項までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
- 二 七割措置前給料月額に、イに掲げる割合から口に掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額
 - イ その者が七割措置減額日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び七割措置前給料月額を基礎として、第4条から第11条第1項までの規定により計算した場合の退職手当の本額に相当する額の七割措置前給料月額に対する割合
 - ロ 前号に掲げる額の特別特定減額前給料月額に対する割合
- 三 退職日給料月額に、イに掲げる割合から口に掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額
 - イ その者に対する退職手当の基本額が第4条から第11条第1項までの規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合
 - ロ 前号イに掲げる割合

(管理監督職勤務上限年齢制による降任等の特例措置)

第13条 前二条の規定は、他の職への降任等をした後に退職した者について準用する。この場合において、附則第11条中「給料月額七割措置の適用を受けた後に退職した者（地公法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下「他の職への降任等」という。）をした後に退職した者を除く。）とあるのは「地公法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下「他の職への降任等」という。）をした後に退職した者であつて給料月額七割措置の適用を受けた者」と、「給料月額七割措置により」とあるのは「他の職への降任等により」と、「七割措置減額日」とあるのは「他の職への降任減額日」と、「七割措置前給料月額」とあるのは「他の職への降任前給料月額」と、前条中「七割措置前給料月額」とあるのは「他の職への降任前給料月額」と、「七割措置減額日」とあるのは「他の職への降任減額日」と読み替えるものとする。

(管理監督職勤務上限年齢制による降任等の退職手当の基本額)

第14条 附則第12条（前条において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により計算した退職手当の基本額が、次の各号に掲げる附則第12条第二号口（前条において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超える場合は、

附則第12条の規定にかかわらず、当該各号に定める額をもつてその者に対して支給する退職手当の基本額とする。

- 一 60以上 特別特定減額前給料月額に60を乗じて得た額
- 二 60未満 次のイ又はロに掲げる附則12条第三号口（前条において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に掲げる割合の区分に応じ当該イ又はロに定める額
- イ 60以上 特別特定減額前給料月額に附則第12条第二号口に掲げる割合を乗じて得た額及び七割措置前給料月額（前条において読み替えて準用する場合にあっては、他の職への降任前給料月額（同条の規定により読み替えられた附則第11条に規定する他の職への降任前給料月額をいう。ロにおいて同じ。））に60から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

ロ 60未満 特別特定減額前給料月額に附則第12条第二号口に掲げる割合を乗じて得た額、七割措置前給料月額に附則第12条第三号口に掲げる割合から附則第12条第二号口に掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額及び退職日給料月額に60から附則第12条第三号口に掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

（勧奨退職に係る経過措置）

第15条 当分の間、第5条第1項第三号及び第6条第1項第5号に掲げる者に対する第8条及び第11条第3項の規定の適用につ

（新設）

いっては、第 8 条本文中「定年に達する日」とあるのは「定年（附則第 9 条各号に掲げる職員以外の者（旧定年条例第 3 条本文の規定の適用を受けていた者であつて附則第 9 条第二号に掲げる職員に該当する職員を含む。）にあつては 60 歳とし、附則第 9 条第一号に掲げる職員及び旧定年条例第 3 条ただし書の規定の適用を受けていた者であつて附則第 9 条第二号に掲げる職員に該当する職員にあつては 65 歳とし、同条第三号に掲げる職員にあつては理事長が定める年齢とする。）に達する日」と、第 8 条の表第 6 条第 1 項の項、第 7 条第 1 項第一号の項及び第 7 条第 1 項第二号の項並びに第 11 条第 3 項の表第 11 条第 1 項の項、第 11 条第 2 項第一号の項及び第 11 条第 2 項第二号の項中「その者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数 1 年につき」とあるのは「その者に係る定年（附則第 9 条各号に掲げる職員以外の者（旧定年条例第 3 条本文の規定の適用を受けていた者であつて附則第 9 条第二号に掲げる職員に該当する職員を含む。）にあつては 60 歳とし、附則第 9 条第一号に掲げる職員及び旧定年条例第 3 条ただし書の規定の適用を受けていた者であつて附則第 9 条第二号に掲げる職員に該当する職員にあつては 65 歳とし、同項第三号に掲げる職員にあつては理事長が定める年齢とする。）と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数 1 年につき」とする。

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額の特例の経過措置)

第16条 当分の間、第5条第1項第3号並びに第6条第1項第一号、

(新設)
第二号及び第五号に規定する者に対する第8条の規定の適用については、第8条本文中「15年を」とあるのは「10年を」とするほか、次の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、第8条本文中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあるのは同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第9条各号に掲げる職員以外の者 (旧定年条例第3条本文の規定の適用を受けていた者であつて附則第9条第二号に掲げる職員に該当する職員を含む。)	60歳
附則第9条第一号及び第二号に掲げる職員 (旧定年条例第3条ただし書の規定の適用を受けていた者に限る。)	65歳
附則第9条第三号に掲げる職員	理事長が定める年齢

(新設)
第17条 当分の間、第6条第1項第一号及び第二号に掲げる者であつて前条の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達する日前に退職したときにおける第8条及び第11条第3項の規定の適用については、第8条の表第6条第1項の項、第7条第1項第一号の項及び第7条第1項第二号の項並びに第11条第3項の表第11条第1項の項、第11条第2項第一号の項及び第11条第2項第二号の項中「100分の2」とあるのは、「附則第16条の表の左欄に掲げる者の区分ごとに同表の右欄に掲げる年齢と退職の日におけるその者の

年齢との差に相当する年数に100分の2を乗じて得た割合を退職の日において定めているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

第18条 当分の間、第6条第1項第一号及び第二号に掲げる者であつて附則第16条の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達した日以後に退職したときにおける第8条及び第11条第3項の規定の適用については、第8条の表第6条第1項の項、第7条第1項第一号の項及び第7条第1項第二号の項並びに第11条第3項の表第11条第1項の項、第11条第2項第一号の項及び第11条第1項第二号の項中「100分の2」とあるのは、「100分の2を退職の日において定めているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

(特別特定減額前給料月額に係る経過措置)

第19条 当分の間、第6条第1項第一号及び第二号に掲げる者であつて、附則第11条の規定の適用を受ける者が退職したときにおける附則第12条及び附則第14条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

読み替える規程	読み替えられ る字句	読み替える字句

附則第12条第一号	及び特別特定減額前給料月額	並びに特別特定減額前給料月額及び特別特定減額前給料月額に100分の2を乗じて得た額の合計額
附則第12条第二号	七割措置前給料月額に、	七割措置前給料月額及び七割措置前給料月額に100分の2を乗じて得た額の合計額に、
附則第12条第二号口	前号に掲げる額	その者が特別特定減額前給料月額に係る特別特定減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特別特定減額前給料月額を基礎として、第4条から第11条第1項までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

附則第12条第三号	退職日給料月額 に、	退職日給料月額及び退職日給料月額に100分の2を乗じて得た額の合計額に、
附則第14条第一号	特別特定減額前給料月額	特別特定減額前給料月額及び特別特定減額前給料月額に100分の2を乗じて得た額の合計額
	七割措置前給料月額	七割措置前給料月額及び七割措置前給料月額に100分の2を乗じて得た額の合計額
附則第14条第一号口	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に100分の2を乗じて得た額の合計額

(管理監督職勤務上限年齢制による降任等の特例措置に係る経過措置)

第20条 当分の間、第6条第1項第一号及び第二号に掲げる者であつて、附則第13条の規定の適用を受ける者が退職したときはにおける附則第12条から第14条までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の

(新設)

上欄に掲げる字句とする。

読み替える規程	読み替えられる字句	読み替える字句
附則第12条第一号	及び特別特定減額前給料月額	並びに特別特定減額前給料月額及び特別特定減額前給料月額に100分の2を乗じて得た額の合計額
附則第12条第二号口	前号に掲げる額	その者が特別特定減額前給料月額に係る特別特定減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特別特定減額前給料月額を基礎として、第4条から第11条第1項までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

附則第12条第三号	退職日給料月額に、	退職日給料月額及び退職日給料月額に100分の2を乗じて得た額の合計額に、
附則第13条	前項中「七割措置前給料月額」とあるのは「他の職への降任前給料月額」であるのは「他の職への後任前給料月額」	前項中「七割措置前給料月額」とあるのは「他の職への降任前給料月額及び他の職への降任前給料月額に100分の2を乗じて得た額の合計額」
附則第14条	特別特定減額前給料月額	特別特定減額前給料月額及び特別特定減額前給料月額に100分の2を乗じて得た額の合計額
附則第14条第二号イ	他の職への降任前給料月額(他の職への降任前給料月額及び他の職への降任前給料月額に100分の2を乗じて得た額の合計額(
附則第14条第二号ロ	七割措置前給料月額	他の職への降任前給料月額及び他の職への降任前給料月額に100分の

	2を乗じて得た額の合計 額
退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に100分の2を乗じて得た額の合計 額

(特定退職者に関する暫定措置)

第21条 略

附 則 (規程第7号)
(施行期日等)

第1条 この規程は、令和2年10月6日から施行し、改正後の地方独立行政法人山梨県立病院機構職員退職手当規程附則第21条の規定は、令和2年5月1日以降に退職した者について適用する。

附 則 (規程第●号)
(施行期日等)

第1条 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(特定退職者に関する暫定措置)

第7条 略

附 則 (規程第7号)
(施行期日等)

第1条 この規程は、令和2年10月6日から施行し、改正後の地方独立行政法人山梨県立病院機構職員退職手当規程附則第7条の規定は、令和2年5月1日以降に退職した者について適用する。

勤務時間、休日及び休暇等に関する規程新旧対照表（令和5年4月1日施行）

新	旧
(勤務時間)	(勤務時間)
<p>第2条 1・2 略</p> <p>3 地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項 <u>第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき一週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、理事長が定める。</u></p> <p>4・5 略</p>	<p>第2条 1・2 略</p> <p>3 地方公務員法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき一週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、理事長が定める。</p> <p>4・5 略</p>
(週休日及び勤務時間の割振り)	(週休日及び勤務時間の割振り)
<p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間ににおいて週休日を設けるものとし、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間ににおいて週休日を設けることができる。</p> <p>2 理事長は、月曜日から金曜日までの5日間ににおいて、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間</p>	<p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間ににおいて週休日を設けるものとし、再任用短時間勤務職員 及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間ににおいて週休日を設けることができる。</p> <p>2 理事長は、月曜日から金曜日までの5日間ににおいて、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員 及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間</p>

日数から当該年度において当該変更の日の前日までに使用した年次有給休暇の日数を減じて得た日数とし、当該年度の初日後に当該変更前の勤務形態を始めたときには当該勤務形態を始めた日においてこの項の規定により得られる調整後の付与日数に、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める率を乗じて得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数とし、当該日数が20日を超える場合は、20日とする。）に繰越日数を加えて得た日数から当該年度において当該変更の日の前日までに使用した年次有給休暇の日数を減じて得た日数とする。

一 育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員が1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一である育児短時間勤務（以下この条において「育児短時間勤務」といふ。）を始める場合、育児短時間勤務をしている職員が引き続いて勤務形態を異にする育児短時間勤務を始めるとは育児短時間勤務若しくは育児短時間勤務（育児休業法第17条の規定による短時間勤務のうち、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。次号において同じ。）を終える場合 勤務形態の変更後ににおける1週間の勤務日の日数を当該勤務形態の変更前ににおける1週間の勤務日の勤務時間で除して得た率

二 育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員が育児短時間勤務以外の育児短時間勤務（以下この条において「不育児短時間勤務」といふ。）を始める場合、不育児短時間勤務をしている職員が引き続いて勤務形態を異なる不育児短時間勤務をして

日数から当該年度において当該変更の日の前日までに使用した年次有給休暇の日数を減じて得た日数とし、当該年度の初日後に当該変更前の勤務形態を始めたときには当該勤務形態を始めた日においてこの項の規定により得られる調整後の付与日数に、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる率を乗じて得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数とし、当該日数が20日を超える場合は、20日とする。）に繰越日数を加えて得た日数から当該年度において当該変更の日の前日までに使用した年次有給休暇の日数を減じて得た日数とする。

一 育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員 及び任期付短時間勤務職員が1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一である育児短時間勤務（以下この条において「育児短時間勤務」といふ。）を始める場合、育児短時間勤務をしている職員が引き続いて勤務形態を異にする育児短時間勤務を始めるとは育児短時間勤務若しくは育児短時間勤務（育児休業法第17条の規定による短時間勤務のうち、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。次号において同じ。）を終える場合 勤務形態の変更後ににおける1週間の勤務日の日数を当該勤務形態の変更前ににおける1週間の勤務日の勤務時間で除して得た率

二 育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員 及び任期付短時間勤務職員以外の職員が育児短時間勤務以外の育児短時間勤務（以下この条において「不育児短時間勤務」といふ。）を始める場合、不育児短時間勤務をしている職員が引き続いて勤務形態を異なる不育児短時間勤務をして

間勤務を始めの場合又は育児短時間勤務職員等が不齊一型育児短時間勤務若しくは育児休業法第17条の規定による短時間勤務のうち育児一型短時間勤務以外のものを終える場合 勤務形態の変更後ににおける1週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前ににおける1週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率

(特別休暇)

第18条 略

12 職員の 育児休暇	1 略 2 育児短時間勤務職員 等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付 短時間勤務職員 1 日の勤務時間が4時間以下 の場合は1日1回30分以内の期間、4時間を 超える場合は1日2回それぞれ30分以内 の期間 3 略	1 略 2 育児短時間勤務職員 等、再任用短時間勤務 職員 及び任期付 短時間勤務職員 1 日 の勤務時間は1日1回30分以内の期間、4時間 を超える場合は1日2回それぞれ30分以内 の期間 3 略
13~22 略		

(特別休暇)
第18条 略

1~11 略	12 職員の 育児休暇	1~11 略
		1 略 2 育児短時間勤務職員 等、再任用短時間勤務 職員 及び任期付 短時間勤務職員 1 日 の勤務時間は1日1回30分以内の期間、4時間 を超える場合は1日2回それぞれ30分以内 の期間 3 略

附則(令和4年規程第●号)
この規程は、令和5年4月1日から施行する。

